災害文化研究会会則

第１条（名称）

本会は、「災害文化研究会」と称する。

第２条（目的）

災害の実際と災害への様々な対応を研究し、災害から学びより住みよい地域社会創りを目指す研究および実践の促進と災害に関心を持つ人々の相互交流を目的とする。

第３条（活動）

本会は上記の目的を達成するための次の活動を行う。

1. 研究会を開催する。＊年１回を目途とする。
2. 『災害文化研究』を刊行する。
3. 本会の活動を中心に災害関係の情報を会員に連絡する。＊メールを基本とする。
4. 災害に関して他の団体との連携、協力を行う。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第４条（構成員）

本会は、災害文化およびその研究に関心をもつ者によって構成される。

第５条（役員）

本会の事業を行うため役員として世話人と顧問若干名を置く。

世話人は役員会を組織し、研究会の運営にあたる。世話人の中に代表と副代表若干名を置く。

また、役員会の中に『災害文化研究』編集委員会他必要な係を設ける。その細則については別途定める。

第６条（事務局）

本会は、会員間および役員間の連絡および会計等の事務を行う事務局を置く。本会および事務局は代表者自宅に置くこととする。また、会計監査をおく。会計監査の担当者は役員会が決定する。

第７条（入退会・会費）

入退会については、役員会で審議し決定する。

会員は年会費として一口2000円を納入し、会員の権利を得る。＊学生は会費を無料とする。

賛助会員については、別途細則を定める。

第８条（会員の特典）

本会の研究会への参加、研究会での発表、および『災害文化研究』への投稿ができる。

また本会等の活動案内および災害関係の情報を得ること、さらに災害関係の情報を提供することができる。

付則１：この会則は2019年2月15日から施行する。

付則２：この会則の変更は2019年10月3日から施行する。

付則３：この会則の変更は2023年6月5日から施行する。

細則１：賛助会員は個人または団体での加入とし、その加入については役員会で決定する。